

令和6年度 日向工業高校 生徒心得 (R6.4.1)

- 高校生としての自覚と誇りを持って学業に励み、有意義な高校生活が送れるよう努める。
- 基本的なルールやマナーを身に付け、一人一人が責任を持って行動できるようになる。
- お互いの人権を尊重し合い、共に生きる学校の実現を目指す。

1 服装・頭髪等に関する心得

簡素で端正を旨とし、装飾品は用いず日向工業高校の生徒として品位を保つ。

(1)制服

- ① 学生服、学生ズボン、ブレザー、スカートまたはスラックス、カッターシャツ、ブラウス、リボン、ネクタイ、ベスト、帽子、襟章は、学校指定のものを着用する。
- ② ブレザーを使用する生徒は、スカートとスラックスのどちらも着用できるものとする。また、丸襟ブラウス着用時はリボン使用とし、カッターシャツ着用時はネクタイ使用とする。
- ③ 制服はフォーマルウエアを基調としているので、ベルトや靴下は制服に合わせてフォーマルなものを着用する。
- ④ 制服のすぐ下に着るシャツ等は目立たない色とする。
- ⑤ 指定された制服を気候に応じて着用する。また、行事等で統一する場合は、別途指示する。

(2)頭髪等

頭髪は進路達成を意識した、清潔で端正なものとする。

- パーマ・脱色・染色は不可とする。
- 高校生としての品位を保ち、髭やもみあげを伸ばさない。
- 眉に手を加えない。

(3)靴

スニーカーまたは革靴とし、雨天時はレインブーツも使用できる。

(4)靴下

靴下は、黒・紺・グレー・白の単色とし、ストッキングは黒またはベージュの単色とする。

(5)その他

- ① ピアス、ネックレス、指輪、ミサンガ等の装飾品は付けない。
- ② 化粧やタトゥー等はしない。
- ③ 規定以外の服装を着用するときは、許可を得る。

2 生活に関する心得

- (1)午前8時30分までに登校する。
- (2)欠席・遅刻・早退する場合は、必ず先生へ届け出る。
- (3)所持品には氏名を明記する。
- (4)金銭や貴重品は常に携行し、必要に応じて貴重品袋等を使用して先生に保管を依頼する。
- (5)高額な金銭や学習に不必要なものは、学校へ持ち込まない。
- (6)通学する際は、学校指定の通学用バッグか教科書が入るような大きさのバッグ等を使用する。

3 スマートフォン・携帯電話（Chromebook 除く）に関する心得

- (1) 持ち込みは許可するが、保護者への連絡時のみ使用可能とする。なお、使用条件等の詳細は別途指示する。
- (2) 家庭で使用時間やフィルタリングなどルールづくりを行い適切に使用する。
- (3) SNS 利用については、発信者としての自覚と責任を持ち法令を遵守する。
- (4) 紛失・破損等については、自己責任とする。
- (5) 違法行為や誹謗中傷（いじめ）などは決して行わない。

4 校外に関する心得

(1) 風紀関係

- ① 法律で禁止されている飲酒・喫煙・薬物乱用等は、決して行わない。
- ② 遊技場等、法律で禁止されている場所への立入はしない。
- ③ 深夜徘徊（午後 10 時～午前 5 時）とならないよう夜間の外出は控える。

(2) アルバイト

- ① アルバイトは、原則禁止とする。ただし、長期休業中のアルバイトについては「許可願い」を提出し、認められれば許可する。
- ② 進路が内定した 3 年生については、アルバイト許可条件等を別途指示する。

5 交通に関する心得

- (1) 交通法規（自転車保険加入含む）・交通マナーを遵守し、運転する人としての自覚を持ち事故防止に努める。
- (2) 事故に遭った場合、加害者・被害者、重傷・軽傷に関わらず保護者と学校及び警察署に連絡し、直ちに事故処理をする。
- (3) 在学中は、二輪車や自動車などのすべての運転免許取得を禁止する。
ただし、進路が内定した 3 年生については、11 月から自動車学校に入校することを許可する。
なお、許可条件等の詳細は別途指示する。
- (4) 通学用自転車について
 - ① 自転車運転の際は、ヘルメット着用を推奨する。
 - ② 通学用バックか手提げ使用の際は、カゴ付きを推奨する（リュック登校の際はカゴ無しでも可）。
 - ③ 学校のステッカーを見える所に貼り、スタンド、ライト、ベル、ブレーキ、反射板、鍵を装備すること。
 - ④ 紛失・破損等については、自己責任とする。
 - ⑤ 電動キックボードでの登下校は不可とする。